

年次有給休暇を 活用して山口県の 魅力に触れよう!

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



秋芳洞



SLやまぐち号



瑠璃光寺 五重塔

山口県のこどもや子育てにやさしい 休み方改革の主な取組

その
1

社会全体の機運醸成

「いい育児の日(11月19日)」を中心に、11月を「こどもや子育てにやさしい休み方改革」月間に制定しました。月間中は、こども連れの方を対象に、一部の公の施設の使用料等を免除します。

その
2

職場環境づくり

こどもと過ごすための休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けて、法を上回る柔軟な休み方導入の奨励や、優れた取組の表彰・動画作成などを通じて、育児休業等の休業や休暇の取得を推奨する企業を支援しています。

その
3

休暇を家族で一緒に過ごせる仕組みづくり

公立学校において、学校休業日以外に家族とともに、校外での体験や探究の学び・活動を考え、企画し、実行できる仕組みである「家族でやま学の日」を導入しています。※県内の私立学校においても、同様の取組を行っている学校もあります。

その
4

家族で山口を楽しめるコンテンツの充実

平日でも遊べる観光コンテンツの充実や親子で参加できる体験教室の開催などに取り組んでいます。

詳しくは
WEBをチェック!



山口労働局からのお知らせ

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい山口県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。